

東成区区政会議傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要綱は、東成区区政会議（以下「区政会議」という）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 区政会議を傍聴しようとする者は、会議の開始の30分前から開催予定時刻までに、区役所の指示を受けて会場に入場するものとする。

2 前項の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了する。

（報道機関の特例）

第3条 報道機関の傍聴については、記者席を設けるものとする。

2 会場内の写真撮影、録画については区役所が示す取材位置においてするものとする。

（傍聴者の守るべき事項）

第4条 傍聴者は会場においては、次の事項を守らなければならない。

- 2 はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- 3 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- 4 飲食又は喫煙をしないこと
- 5 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、区長の許可を得た場合は、この限りでない
- 6 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- 7 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

（違反者に対する措置）

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、区役所はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

（準用規定）

第6条 前4条の規定は部会に準用する。この場合において、これらの規定中「区政会議」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めのない事項については、委員長が区政会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成23年8月19日から施行する。